

16川教勤第871号  
平成17年3月22日

最近改正 29川教給与第1615号  
平成30年3月14日

## 健康管理保健相談員設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市教育委員会非常勤職員に関する規則（昭和63年川崎市教育委員会規則第3号）及び川崎市教育委員会非常勤職員に関する取扱要領（16川教庶第1274号。以下「取扱要領」という。）に基づき、健康管理保健相談員（以下「保健相談員」という。）について必要な事項を定めるものとする。

### (設置)

第2条 教育委員会事務局職員部給与厚生課健康推進室に保健相談員を置く。

2 保健相談員は、3名とする。

### (職務)

第3条 保健相談員は、産業医の業務の補助として、次の各号に掲げる職務に従事する。

- (1) 職員の疾病予防についての指導及び相談に関すること。
- (2) その他職員の健康相談に関すること。

### (任用)

第4条 保健相談員は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、選考により任用する。

- (1) 看護師の免許を有する者
  - (2) 保健師の免許を有する者
  - (3) 養護教諭の免許を有する者
  - (4) 職員の健康管理に関する専門的、かつ、実務的知識経験を有する者
- 2 保健相談員の任用期間は、原則として4月1日から翌年の3月31日までとする。
- 3 第1項の選考に当たっては公募を行うこととする。

### (任用の更新)

第4条の2 教育長は、任用期間内の勤務成績が良好である保健相談員について、その任用期間を4回に限り更新することができる。この場合において、更新回数が上限に達した保健相談員について、川崎市教育委員会非常勤職員に関する規則第3条第1項の規定による選考を経た上で再度の任用をすることを妨げるものではない。

### (退職)

第5条 保健相談員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その日をもって退職する。

- (1) 任用期間が満了したとき。
- (2) 退職を願い出て承認があったとき。
- (3) 死亡したとき。

### (守秘義務)

第6条 保健相談員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

### (勤務日及び勤務時間等)

第7条 保健相談員の勤務日は、月曜日から金曜日までの5日間のうち所属長が指定する4日とする。

- 2 保健相談員の勤務を要しない日は、前項に指定する以外の日とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までは、勤務を要しない日とする。
- 4 保健相談員の勤務時間は、原則として午前9時00分から午後5時15分とする。ただし、必要な場合は1日の勤務時間が7時間15分を超えない範囲内で、あらかじめ所属長が指定した時間に変更することができる。また、所定の勤務時間の途中で休憩時間を1時間置くものとする。

（勤務を要しない日の振替）

第7条の2 所属長は、保健相談員に勤務を要しない日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする4週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする8週間後の日までの期間内にある勤務日を勤務を要しない日に変更して、当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

（時間外勤務）

第7条の3 所属長は、保健相談員に正規の勤務時間を超えて勤務することを命じ、又は勤務を要しない日に勤務することを命ずることはできない。ただし、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合において、保健相談員に正規の勤務時間を超えて勤務することを命じ、又は勤務を要しない日に勤務することを命じなければ公務の運営に著しい支障が生ずるために業務上やむを得ないと認められるときは、この限りでない。

（年次有給休暇）

第8条 保健相談員に対して、取扱要領に定めるところにより年次有給休暇を付与することができる。

（特別休暇）

第9条 保健相談員に対して、取扱要領に定めるところにより特別休暇を付与することができる。

（育児休業）

第10条 保健相談員は、取扱要領に定めるところにより育児休業をすることができる。

（部分休業）

第11条 教育長は、取扱要領の定めるところにより部分休業を承認することができる。

（報酬）

第12条 保健相談員には、第1種報酬、第2種報酬及び第3種報酬を支給する。

- 2 第1種報酬の額は、208,400円とする。
- 3 第2種報酬の額は、取扱要領第15条第3項及び第5項に定めるところによる。
- 4 第3種報酬の額及びその基礎となる勤務時間数は、取扱要領に定めるところによる。
- 5 前各項に規定する第1種報酬、第2種報酬及び第3種報酬の支給方法は、正規職員の例による。

（月の中途任用又は中途退職の場合の第1種報酬額）

第13条 保健相談員が月の中途において任用された場合の当該月の第1種報酬の額は、当該月の初日から任用日の前日までの間の本来勤務すべき日数に1日の勤務時間数を乗じて得た勤務時間数に、第15条に定める勤務1時間当たりの第1種報酬額を乗じて得た額を前条第2項の第1種報酬月額から減額した額とする。

- 2 保健相談員が月の中途において退職した場合の当該月の第1種報酬の額は、退職日の翌日から当該月の末日までの間の本来勤務すべき日数に1日の勤務時間数を乗じて得た勤務時間数に、第15条に定める勤務1時間当たりの第1種報酬額を乗じて得た額を前条第2項の第1種報酬月額から減額した額とする。ただし、死亡退職の場合は、全額支給するものとする。

（第1種報酬の減額）

第14条 保健相談員が勤務日に勤務しないときは、有給の休暇を取得している期間を除き、その勤務

しない1時間につき、次条に定める勤務1時間当たりの第1種報酬額を第12条第2項の第1種報酬月額から減額する。

(勤務1時間当たりの第1種報酬額)

第15条 保健相談員の勤務1時間当たりの第1種報酬額は、第12条第2項の第1種報酬月額に12を乗じて得た額を、保健相談員の1週間の勤務時間数に52を乗じて得た数で除して得た額とする。この場合において、勤務1時間当たりの第1種報酬額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを切り上げるものとする。

(費用弁償)

第16条 保健相談員がその職務のため出張するときは、川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例(昭和22年川崎市条例第12号)第5条第2項及び第3項の規定に基づき、川崎市旅費支給条例(昭和22年川崎市条例第21号)別表の4等級に相当する旅費又は川崎市職員の市内出張旅費に関する規則(昭和37年川崎市規則第50号)の規定による旅費を費用弁償として支給する。

2 前項の費用弁償の支給方法は、正規職員の例による。

(服務)

第17条 所属長は、保健相談員について、その勤務状況を出勤簿、出張命令簿及び時間外勤務命令簿兼振替命令簿により把握するとともに、その職について任用時に定めた服務が守られるよう指揮監督しなければならない。

2 所属長は、保健相談員が服務に違反した場合、心身の故障のためその業務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられない場合その他その職に必要な適格性を欠く場合は、直ちに総務部長に報告するとともに、適切な措置を行うものとする。

(社会保険の適用)

第18条 保健相談員に対する社会保険の適用については、健康保険法(大正11年法律第70号)、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)、雇用保険法(昭和49年法律第116号)及び介護保険法(平成9年法律第123号)の定めるところによる。

(公務災害等の補償)

第19条 保健相談員の公務上の災害又は通勤による災害の補償は、川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年川崎市条例第35号)の定めるところによる。

(定めのない事項)

第20条 この要綱に定めのない事項については、労働基準法(昭和22年法律第49号)その他関係法令の定めるところによる。

(その他必要事項)

第21条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成18年5月1日任用の者については、改正後の第10条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(任用期間に関する経過措置)

- 2 平成19年5月1日から平成20年4月30日までを任用期間とする保健指導員については、第10条第2項の規定にかかわらず、当該任用期間における第1種報酬の額は、従前の例による。
- 3 次の表の左欄に掲げる日に生まれた者における第5条第1項第3号の規定の適用については、同項中「満65歳」とあるのは、同表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表右欄に掲げる字句とする。

昭和22年4月1日以前に生まれた者	満63歳
昭和22年4月2日から昭和24年4月1日までの間に生まれた者	満64歳

附 則

この要綱は、平成21年5月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年6月30日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に使用された改正前の要綱の規定による子の看護を事由とする特別休暇の取扱いについては、改正後の要綱の規定による子の看護を事由とする特別休暇として使用したものとみなす。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。